

【措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係】

（信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていた場合）

70の2の2—3の2 受贈者が贈与者から信託受益権又は金銭等の取得（平成31年4月1日以後の取得に限る。）をした日の属する年（70の2の2—3の2において「特定年」という。）の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第2条第1項第30号の合計所得金額（以下70の2の2—3の2において「合計所得金額」という。）が1,000万円を超えていた場合には、特定年分の合計所得金額が1,000万円以下であっても、当該取得をした信託受益権又は金銭等の価額について、措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けることはできないことに留意する。ただし、当該特定年の翌年に取得した信託受益権又は金銭等については、当該特定年分の合計所得金額が1,000万円以下であるため、同項本文の規定の適用を受けることができることに留意する。

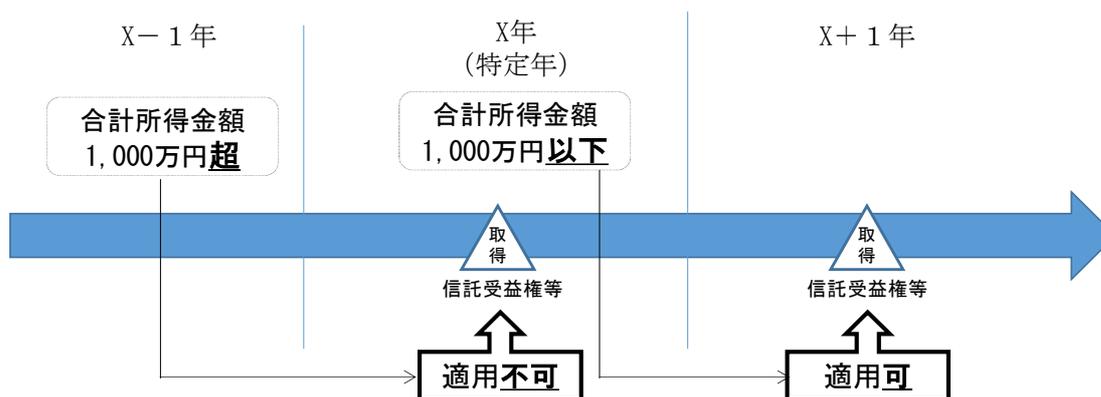
（新設）

（説明）

令和元年度税制改正において、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定をいう。）について、信託等をする日の属する年の前年分の受贈者の合計所得金額（所得税に係る所得税法第2条第1項第30号（定義）の合計所得金額をいう。以下70の2の2—3の2において同じ。）が1,000万円を超える場合には、平成31年4月1日以後に、当該信託等により取得した信託受益権又は金銭等について、本措置の適用を受けることができないこととされた（措法70の2の2①④、平成31年改正法附則79③）。

したがって、受贈者が贈与者から信託受益権又は金銭等の取得（平成31年4月1日以後の取得に限る。）をした日の属する年（70の2の2—3の2において「特定年」という。）の前年分の当該受贈者の合計所得金額が1,000万円を超えていた場合には、特定年分の合計所得金額が1,000万円以下であっても、当該取得をした信託受益権又は金銭等の価額について、本措置の適用を受けることはできないこととなる。ただし、当該特定年の翌年に追加で取得した信託受益権又は金銭等については、当該特定年分の合計所得金額が1,000万円以下であるため、本措置の適用を受けることができる。

本通達は、これらのことを留意的に明らかにした。



（注）上記の取得は平成31年4月1日以後の取得に限る。

(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)

70の2の2—9 贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、次のとおりとなることに留意する。

1 当該贈与者の死亡前3年以内に、受贈者が、当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(注) 上記の「取得」は、平成31年4月1日以後の取得に限ることに留意する。

(1) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。

(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合(ロ又はハに掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出した場合に限る。)をいう。

① 23歳未満である場合

② 学校等に在学している場合

③ 雇用保険法第60条の2第1項((教育訓練給付金))に規定する教育訓練を受けている場合

イ 贈与者死亡の届出(措置法第70条の2の2第10項第1号)

当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

ロ 管理残額の相続税課税(措置法第70条の2の2第10項第2号)

当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から教育資金支出額(措置法第70条の2の2第17項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下70の2の2—10までにおいて同じ。)を控除した残額として計算した金額(以下70の2の2—10までにおいて「管理残額」という。)を当該贈与者から相続(当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2—9(ホを除く。)において同じ。)により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。

贈与者が死亡した日に おける教育資金管理契 約に係る非課税拠出額	—	贈与者が死亡した日にお ける教育資金管理契 約に係る教育資金支出額(注1)
--	---	---

$$\times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等(その死亡前3年以内に取得をしたもの(注2)に限る。)のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税拠出額(注3)}}$$

(注) 1 当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の2第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

3 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(当該他の贈与者の死亡前3年以内に取得をしたもの(※)に限る。)のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第18項等）

措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。

ニ 相続税額の2割加算（措置法第70条の2の2第10項第4号）

管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条（相続税額の加算）の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left(\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} - \text{管理残額に対応する相続税額（注）} \right) \times \frac{20}{100}$$

（注） 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \times \frac{A}{B}$$

A = 管理残額

B = 当該受贈者の相続税の課税価格

A/Bの割合が1を超える場合には、1とする。

ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条の2の2第10項第5号）

当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、相続税法第19条の規定の適用がない。

(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において上記(1)の特定事由のいずれかに該当する場合
上記(1)イ（贈与者死亡の届出）及びハ（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等）に同じ。

（注） 上記(1)ロ（管理残額の相続税課税）（ニ（相続税額の2割加算））及びホ（管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算）を含む。）の適用はないことに留意する。

2 上記1に掲げる場合以外の場合 上記(1)ハ（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等）に同じ。

（注） 上記(1)イ（贈与者死亡の届出）及びロ（管理残額の相続税課税）（ニ（相続税額の2割加算））及びホ（管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算）を含む。）の適用はないことに留意する。

（新設）

（説明）

令和元年度税制改正において、信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した一定の場合には、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすなどの措置が講じられた（下表参照）。

《表》契約終了日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等

		イ 死亡届の提出	ロ 管理残額の相続税課税	ハ 非課税適用額の3年以内贈与加算	ニ 管理残額部分の2割加算	ホ 相続財産を取得していない者の3年以内贈与加算
1 H31.4.1以後、死亡前3年以内の贈与等で、非課税の適用をした場合	(1) 受贈者が特定事由*のいずれにも該当しないとき	必要	課税あり	加算なし	加算なし	加算なし
	(2) 受贈者が特定事由*のいずれかに該当するとき	必要	課税なし	加算なし	—	—
2 上記1以外の場合		不要	課税なし	加算なし	—	—

※特定事由とは、次の場合（②又は③に該当する場合には、受贈者がその旨を明らかにする書類を上記イの死亡届と併せて提出した場合に限る。）をいう。
①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練を受けている場合

具体的に、贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、次のとおりとなる。本通達ではこのことを留意的に明らかにした。

1 当該贈与者の死亡前3年以内に、受贈者が、当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたとき 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(注) 上記の「取得」は、平成31年4月1日以後の取得に限る。

(1) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。

(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合(②又は③に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出した場合に限る。)をいう。

①23歳未満である場合

②学校等に在学している場合

③雇用保険法第60条の2第1項((教育訓練給付金))に規定する教育訓練を受けている場合

イ 贈与者死亡の届出(措置法第70条の2の2第10項第1号)

当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

ロ 管理残額の相続税課税(措置法第70条の2の2第10項第2号)

当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から教育資金支出額(措置法第70条の2の2第17項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下70の2の2—10までにおいて同じ。)を控除した残額として計算した金額(以下70の2の2—10までにおいて「管理残額」という。)を当該贈与者から相続(当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2—9(ホを除く。)において同じ。)により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。

贈与者が死亡した日における 教育資金管理契約に係る非課 税拠出額	—	贈与者が死亡した日における教 育資金管理契約に係る教育資金 支出額(注1)
--	---	---

$$\times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等(その死亡前3年以内に取得をしたもの(注2)に限る。)のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税拠出額(注3)}} = \text{管理残額}$$

(注) 1 当該贈与者の死亡の前日に措置法第70条の2の2第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

3 当該贈与者の死亡の直前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該他の贈与者の死亡前3年以内に取得をしたもの（※）に限る。）のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

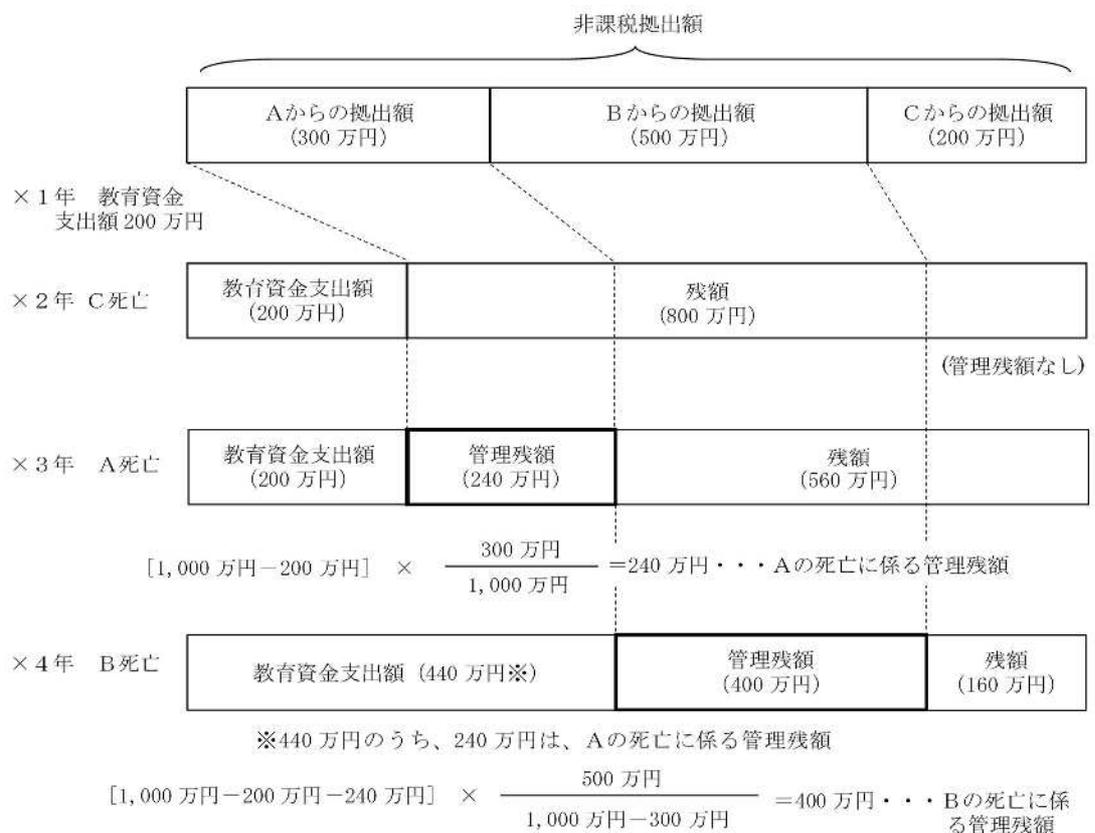
※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

【計算例】 A、B及びCからそれぞれ次の贈与を受けて措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けていた場合（特定事由には該当していない。）

A…300万円（Aの相続開始前3年以内、かつ、平成31年4月1日以後の贈与）

B…500万円（Bの相続開始前3年以内、かつ、平成31年4月1日以後の贈与）

C…200万円（Cの相続開始の3年前の贈与又は平成31年3月31日以前の贈与）



ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第18項等）

措置法令第40条の4の3第18項の規定により、贈与者が教育資金管理契約に基づき信託をした日又は教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に当該贈与者が死亡した場合において、当該贈与者に係る受贈者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたときは、当該受贈者が当該信託又は当該贈与により取得をした信託受益権又は金銭等の価額（同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額に限る。）については、相続税法第19条第1項の規定は、適用しないこととされている。

また、相続税法第21条の15第1項においては「特定贈与者からの贈与により取得した財産で同法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものの価額を相続税の課税価格に加算した価額をもって相続税の課税価格とする」と規定され、同法第21条の16第1項に

においては「特定贈与者からの贈与により取得した財産で同法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続により取得したものとみなして同法第2章第1節の規定を適用する」と規定されている。措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受ける信託受益権又は金銭等の価額については、贈与税の課税価格に算入されないため相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける財産とはなりえないことから、同法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることはない。

したがって、措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、当該贈与税に係る贈与者が死亡した場合であっても、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がないこととなる。

ニ 相続税額の2割加算（措置法第70条の2の2第10項第4号）

措置法第70条の2の2第10項第2号の規定により、管理残額が相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合には、当該管理残額に対応する相続税額については、相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算の計算上、同法第17条の規定により算出した相続税額から控除することとされている。具体的な計算は次の算式のとおりとなる。

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left(\begin{array}{l} \text{受贈者に係る相続税} \\ \text{法第17条の規定により} \\ \text{算出した相続税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{管理残額に対応} \\ \text{する相続税額(注)} \end{array} \right) \times \frac{20}{100}$$

(注) 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \times \frac{A}{B}$$

A = 管理残額

B = 当該受贈者の相続税の課税価格

A/Bの割合が1を超える場合には、1とする。

ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条の2の2第10項第5号）

管理残額が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、当該贈与者の相続開始前3年以内に当該贈与者から贈与により財産を取得していたとしても、当該贈与により取得した財産については、相続税法第19条の規定の適用がなく、相続税の課税価格に加算しないこととされている。

したがって、管理残額が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得した受贈者は、当該贈与者の相続開始前3年以内に当該贈与者から贈与により取得した財産については、相続税法第19条の規定により、相続税の課税価格に加算されることとなる。

(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において上記(1)の特定事由のいずれかに該当する場合
措置法第70条の2の2第10項及び第11項の規定により、当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。なお、上記(1)ロの管理残額の相続税課税（ニの相続税額の2割加算及びホの管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算を含む。）の適用はない。

また、非課税適用額（措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた金額をいう。次の2において同じ。）の相続開始前3年以内贈与加算等の適用関係は上記(1)ハと同じである。

2 上記1に掲げる場合以外の場合

上記 1 に掲げる場合に該当しない場合、例えば、①平成 31 年 4 月 1 日前に贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について措置法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けている場合において、同日以後に取得した信託受益権又は金銭等について同項本文の規定の適用を受けたことがないときや、②同日以後に追加で贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について同項本文の規定の適用を受けた場合において、当該信託受益権又は金銭等が当該贈与者の死亡前 3 年以内に取得したものでないときについては、上記 1 (1)イの贈与者死亡の届出は不要であるほか、上記(1)ロの管理残額の相続税課税（ニの相続税額の 2 割加算及びホの管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前 3 年以内贈与加算を含む。）の適用もない。

なお、非課税適用額の相続開始前 3 年以内贈与加算等の適用関係は上記(1)ハと同じである。

(教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)

70の2の2—10 措置法第70条の2の2第12項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額(同条第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。)を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	終了の日における贈与者の状況	贈与税の課税関係	
		課税価格への算入の有無	課税方式
(1) <u>受贈者が(2)以外の一定の事由(注1)に該当したこと。</u>	生存	<u>有(注3)</u>	暦年課税又は相続時精算課税(注4)
	死亡(注2)	<u>有(注3)</u>	暦年課税
(2) <u>受贈者が死亡したこと。</u>		<u>無(注5)</u>	

(注) 1 一定の事由とは、次に掲げる事由をいう。

- ① 受贈者が30歳に達したこと(当該受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合において、受贈者がこれらの場合に該当することについて措置法令第40条の4の3第22項の規定により取扱金融機関の営業所等に届け出たときを除く。)
- ② 受贈者(30歳以上の者に限る。③において同じ。)が、その年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練を受けた日があることを措置法令第40条の4の3第23項の規定により取扱金融機関の営業所等に届け出なかったこと。
- ③ 受贈者が40歳に達したこと。
- ④ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該教育資金管理契約を終了させる合意があったこと。

2 . . .

- 3 贈与者が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額を各贈与者(当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合には、個人)からそれぞれ取得をしたものとみなされることに留意する。

各贈与者から取得した信託受益権又は金銭等※1のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

非課税拠出額※2

※1 当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該死亡前3年以内に取得をしたもの(※)を除くことに留意する。

※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

※2 当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(当該死亡前3年以内に取得をしたもの※に限る。)のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

4 . . .

5 受贈者が死亡したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、その死亡の日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。

※下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

令和元年度税制改正では、令和元年7月1日以後における教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合でも、その達した日において①学校等に在学している場合又は②雇用保険法に規定する教育訓練を受けている場合において、受贈者がこれらの場合に該当することについて措置法令第40条の4の3第22項の規定により取扱金融機関の営業所等に届け出たときは、教育資金管理契約は終了しないものとされた(措法70の2の2⑫一)。そして、その達した日の翌日以後は、その年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は雇用保険法に規定する教育訓練を受けた日があることを措置法令第40条の4の3第23項の規定により取扱金融機関の営業所等に届け出なかった場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとされた(措法70の2の2⑫二、三)。

また、贈与者死亡時における管理残額を受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすこととされたことに伴い、教育資金管理契約の終了時における贈与税の課税価格に算入される価額について所要の規定の整備が行われた(措法70の2の2⑬、措令40の4の3⑭等)。

これらのことを踏まえ、本通達においても所要の整備を行った。